

令和元年

松 前 町 議 会

第 4 回 臨 時 会 会 議 録

令和元年 5月30日 開会

令和元年 5月30日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------------	-----

令和元年 5 月 3 0 日(木曜日) 第 1 号

○議事日程	2 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出席議員	2 頁
○欠席議員	2 頁
○出席説明員	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	2 頁
○議長あいさつ	3 頁
○開会宣告・開議宣告	3 頁
○諸般の報告・議事日程	3 頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第 2 議会運営委員会報告	3 頁
○日程第 3 会期の決定	3 頁
○日程第 4 議案第 2 5 号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 回) (提案説明・質疑・討論・採決)	4 頁
○日程第 5 議案第 2 6 号 町税条例等の一部を改正する条例制定について (提 案説明・質疑・討論・採決)	5 頁
○日程第 6 議案第 2 7 号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制 定について (提案説明・質疑・討論・採決)	7 頁
○閉会宣告	8 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
25	令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）	元. 5.30	原案可決
26	町税条例等の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上
27	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	同 上	同 上

令和元年 5月30日（木曜日）第1号

令和元年
松前町議会第4回臨時会
令和元年 5月30日(木曜日) 第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会報告
日程第3 会期の決定
日程第4 議案第25号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
日程第5 議案第26号 町税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第6 議案第27号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会報告
日程第3 会期の決定
日程第4 議案第25号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
日程第5 議案第26号 町税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第6 議案第27号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
-

◎出席議員(11名)

議長	12番	伊藤幸司君	11番	西村健一君
	1番	飯田幸仁君	2番	沼山雄平君
	4番	近江武君	5番	工藤松子君
	6番	堺繁光君	7番	油野篤君
	8番	西川敏郎君	9番	梶谷康介君
	10番	斉藤勝君		

◎欠席議員(1名)

3番 福原英夫君

◎出席説明員

町長	石山英雄君	副町長	若佐智弘君
総務課長	尾坂一範君	政策財政課課長	佐藤隆信君
税務課長	三浦忠男君	福祉課長	岩城広紀君
会計管理者兼出納室長	阪本涼子君	教育長	宮島武司君
監査委員	藤崎秀人君	監査室長	平田昭浩君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鍋島孝明君	議会事務局次長	佐藤巧君
議会事務局書記	三上大輔君		

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、令和元年松前町議会第4回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から令和元年松前町議会第4回臨時会を開会致します。直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番近江武君、5番工藤松子君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、堺繁光君。

○議会運営委員会委員長(堺繁光君) 先程開催されました議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しまして、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎議案第 25 号 令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

○議長(伊藤幸司君) 日程第 4、議案第 25 号、令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）を議題と致します。

提出者の説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長(岩城広紀君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第 25 号、令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について、その内容をご説明致します。

元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、施行日以降は「平成 31 年度松前町国民健康保険特別会計予算」の名称を「令和元年度松前町国民健康保険特別会計予算」とするものであります。これは、元号の改元に伴い、国の予算では、当年度予算全体を令和元年度として、改元日以降、最初の補正予算の総則において、平成 31 年度で議決された予算を令和元年度に読み替えるものとされたため、国に準じまして、当町の国民健康保険特別会計予算においても、同様に令和元年度と明示したものであります。

引き続き、予算の説明をさせていただきます。令和元年度松前町の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによるものであります。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正です。既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 750 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 12 億 5 千 4 50 万円に致そうとするものであります。

第 2 項と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものであります。

今回の補正につきましては、平成 30 年度の国民健康保険特別会計の収支見込みにおいて、750 万円の赤字が見込まれますことから、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、繰上充用するものであります。赤字の主な要因につきましては、平成 29 年度の国庫支出金におきます療養給付費等負担金の実績精算に伴いまして、約 2 千万円の返還金が生じております。これを平成 30 年度予算から支出するため、歳出が増加し、歳入不足となったものであります。

それでは、歳出の事項別明細よりご説明申し上げます。7 ページをお開き願います。

3. 歳出です。9 款 1 項 1 目として、繰上充用金の課目を新設し、22 節保障補てん及び賠償金に前年度繰上充用金と致しまして、750 万円を追加計上するものであります。これは、先程ご説明したとおり、平成 30 年度会計の収支見込みで 750 万円の赤字が見込まれることから、令和元年度の予算から繰上充用するものであります。なお、出納整理期間の 5 月の国保税の収入が確定しておりませんので、最終の決算では額が変動致しますので、ご留意願います。

以上が歳出の事項別明細でございます。これに対応致します歳入です。6 ページにお戻り願います。

2. 歳入です。2 款 1 項 1 目保険給付費等交付金 2 節特別交付金で、750 万円の追加計上です。これは、歳出の繰上充用金に対応するための財源計上であります。

以上が歳入の事項別明細です。2 ページへお戻り願います。

第 1 表歳入歳出予算補正事業勘定の歳入です。歳入合計補正前の額 12 億 4 千 7 0 0 万円に、今回 750 万円を追加し、補正後の額を 12 億 5 千 4 50 万円に致そうとするもの

であります。

次に、3 ページです。歳出におきましても、歳入同様補正後の額を12億5千450万円に致そうとするものであります。

以上が、議案第25号、令和元年度松前町国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の内容でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第25号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号 町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第26号、町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第26号、町税条例等の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。

議案の11枚目でございます。説明資料として添付しております町税条例等の一部を改正する条例の概要1ページをお開き願います。

まず、1の改正の趣旨でございます。地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)、地方税法施行規則及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令(平成31年総務省令第38号)並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成31年総務省令第39号)が、平成31年3月29日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する町税条例等の規定の整理を行おうとするものでございます。

2の主な改正の内容でございます。はじめに、個人町民税関係でございます。①都道府県または市区町村に対する寄附金に係る寄附金税額控除の見直しであります。指定制度の導入です。アです。総務大臣は、次の基準に適合する都道府県等をふるさと納税(特例控除)の対象として指定することとするものであります。(ア)寄附金の募集を適正に実施する都道府県等。(イ)返礼品の返礼割合を3割以下とし、返礼品を地場産品とする都道府県等であります。(ア)の寄附金の募集を適正に実施するとは、返礼品等を協調した宣伝広告を行わない、また募集に要する経費は返礼品を含めて5割以下とするなどでございます。次に、イです。総務大臣は、指定をした都道府県等が基準に適合しなくなったと認められる場合に、指定を取り消すことができる。ウです。総務大臣は、基準の設定や改廃、指定や指定の取り消しについては、地方財政審議会の意見を聞かなければならない。エです、

その他所要の措置を講ずるとしたものでございます。なお、これらにつきましては、令和元年6月1日以後に支出された寄附金について適用するものでございます。

次に、②です。子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認したうえで支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対しても個人町民税を非課税とするものであります。現行の非課税の範囲に単身児童扶養者を加えるとするものでございます。

次に、2ページをお開き願います。③です。住宅借入金等特別税額控除は、消費税率10%が適用される住宅取得等について、控除期間を現行の10年から13年に、3年間延長するものであります。令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合でございます。

次に(2)、固定資産税に係る課税標準の特例措置等の改正であります。我が町特例の関係でございます。①から④まで記載してございますが、①、②、③は固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を2年延長しようとするものです。④は、固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長しようとするものでございます。①は、都市緑地法の規定により指定された緑地保全、緑化推進法人が、都市緑地法に規定する認定計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地に対して。②は、都市再生特別措置法に基づき、認定事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に対して。③は、都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に対してで、立地適正化計画に記載された誘導施設を有する構築物の整備に関するものに限定するものでございます。④は、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅に係るものでございます。

次に(3)、消費税率10%引き上げ時における車体課税（軽自動車税）の関係でございます。これにつきましては、平成29年第1回定例会におきまして、下記のとおり、道税である自動車取得税を廃止し、自動車税及び軽自動車税にそれぞれ環境性能割を創設し、現行の軽自動車税を軽自動車税種別割に変更するというところで、既に議決をいただいているところでございます。

3ページに②として、軽自動車税環境性能割の概要を記載してございます。この度の改正は、非課税対象者の追加と、更に消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した自家用分に係る環境性能割の税額について、税率1%分を減額、軽減するというものでございます。

次に(4)、軽自動車税グリーン化特例の2年延長についてです。軽自動車において講じている燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置、グリーン化特例（軽課）につきまして、2年間、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの取得分を延長しようとするものです。4ページに税率を記載しておりますのでご参照願います。

以上が主な改正内容でございます。その他の改正につきましては、各法律等の改正に伴う文言の整理、条項のずれ、元号の改めなどによる規定の整理であります。また、新旧対照表につきましては、説明資料の5ページから34ページにわたり掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が、議案第26号、町税条例等の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第26号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第27号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) ただ今議題となりました議案第27号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。

議案の3枚目、末尾に説明資料として添付しております、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要1ページをお開き願います。

まず、改正の趣旨でございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第87号)が、平成31年3月29日に公布され、平成31年4月1日から施行されたことに伴い、関連致します規定の整理をしようとするものでございます。

次に、改正の内容であります。減額の対象となる所得の基準について、国民健康保険税の応益分の軽減判定基準額の算出方法が改正され、低所得者に係る保険税軽減措置が拡充されたことに伴う規定の整備でございます。中段の図をご覧くださいと思います。例として、給与収入の方で3人世帯の場合を示してございます。左が現行、右が改正後となっております。現行では7割軽減は給与収入98万円以下、5割軽減は190万円以下、2割軽減は287万円以下が対象となっておりますが、改正後は7割軽減は変わらず98万円以下ですが、5割軽減が193万円以下、2割軽減が291万円以下に引き上げられました。具体的な内容でございます。5割軽減の拡大では、現行の基準額は、33万円に加算額として27万5千円に被保険者数を乗じて得た額を加えた額となっておりますが、改正後は加算額が27万5千円から28万円に引き上げられました。軽減の判定は、所得額をもって判定致しますが、給与収入に換算致しますと、図のとおり190万円以下が193万円以下となるところでございます。また、2割軽減の拡大では、現行の基準額は、33万円に加算額として50万円に被保険者数を乗じて得た額を加えた額となっておりますが、改正後は加算額が50万円から51万円に引き上げられました。給与収入に換算致しますと、図のとおり287万円以下が291万円以下になるところでございます。

今回の改正による影響額でございますが、平成30年度課税ベースの試算では、5割軽減の拡大により、2割軽減から5割軽減に移行となる世帯は7世帯で、軽減額が23万2千800円。また、2割軽減の拡大により、軽減の対象でなかった世帯から、2割軽減の対象となる世帯が4世帯で、軽減額が9万4千200円となっております。

なお、今回の改正条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用しようと

するものであり、令和元年度以後の国民健康保険税について適用されるため、6月中旬に発付致します集合主税から反映されることになります。

新旧対照表につきましては、3枚目裏面に別紙のとおり掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が、議案第27号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第27号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって令和元年松前町議会第4回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時22分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 近 江 武

署名議員 工 藤 松 子